

「紅梅雪」

TAINS だより新年号をお届けします。

昨年はユーザーの皆様から頂いた様々なお声を役立てるべく、新たなシステム改修に取り組んでまいりました。

また、新たなコンテンツとして、研修サイトに判例紹介動画「TAINS MOVIE」を掲載いたしました。受講時間が30分以内となっており、通勤時間等を利用して受講・登録ができるようになっております。

税理士新規登録者に対する6か月無料施策など、TAINSに未加入の先生方へのアプローチを積極的に行っていくための様々な施策を本年も予定しております。このコロナ禍のなかでもより多くの皆様に TAINS をご利用いただけるように、出来得ることを精一杯行ってまいりたいと思います。

本年は一日でも早くコロナ禍から回復し日常を取り戻し、会員の皆様が発展的な年になりますようにご祈念申し上げます。

また、本年も昨年同様 TAINS をご愛顧くださるようお願いいたします。

一般社団法人 日税連税法データベース
 上田 健一



しょー君
 (消費税担当)



もろ君
 (諸税担当)



ちーちゃん
 (地方税担当)



あいちゃん
 (相続税担当)



ほう君
 (法人税担当)



ところ君
 (所得税担当)

TAINS キャラクターズ

Contents / 目次 2023 新年号
 VOL29 No.233

- 清田会長挨拶 2
- 北海道税理士会デジタル化フォーラム出展報告 3
- 特別寄稿 4
 2022年の裁判例を振り返る
 TAINS編集長
 (青山学院大学名誉教授) 三木 義一
- メールニュース (2022年10月~2022年12月収録) 13
- 判例を読み解くTAINS講座 18
- 検索キーワードランキングキング20 19
- DB収録情報、会員数 20

ご挨拶



一般社団法人日税連税法データベース

会長 清田 明 弘

新年明けましておめでとうございます。

会員の皆様におかれましてはつつがなく新しい年をお迎えのこととお慶び申し上げます。日頃はTAINSをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

昨年は税理士法が改正され、税理士・税理士法人は、税理士業務・付随業務における電磁的方法の積極的利用等を通じて納税義務者の利便の向上等を図るよう努めるものとする旨の規定が新設されました。当社団においても、税理士の業務における情報通信技術の利活用に係る支援業務及び各種新技術に対する検討を行い、併せて日税連及び税理士会と連携しながら、TAINSが日常の税理士業務に役立つ情報ツールとしてより一層充実するよう、執行部一丸となって取り組んでまいりました。

一例をあげますと昨年は新たなコンテンツとして、研修サイトに判例紹介動画「TAINS MOVIE」を掲載し、その受講時間が30分以内ですので、通勤時間等を利用して受講・登録ができるようになっております。本年もコンテンツの充実に取り組んでまいりますので、ますます進化するTAINSにご期待ください。また昨年から私自ら税理士会を訪問して入会勧奨を行っており、TAINS発展のために、税理士会のご理解ご協力を賜り、普及促進に努めております。

今年は卯年、「うさぎは跳ねる」といわれ、期待が高まる干支でございますので、TAINSのさらなる飛躍をめざし、会員の皆様のご満足を得られるよう他の役員、委員、編集員、職員共々、本年もより一層努力し精進してまいりますので、昨年同様、ご支援・ご協力を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

北海道税理士会

税理士業務のデジタル化フォーラムに出展

10月25日、北海道税理士会主催「税理士業務のデジタル化フォーラム」が札幌コンベンションセンター（札幌市白石区）で開催された。

このフォーラムは、税理士業務のICT化推進に向けた最新情報の収集等を目的に、下記セミナーのほか、最先端のデジタル化の現状に直接触れられる展示会も行われた。

展示会には、当社も「TAINSの紹介・体験コーナー」のブースを設け、札幌国税局をはじめ会計ソフト会社や出版社など20社以上の企業が参加した。

天候にも恵まれ、多くの来場者の皆様に直接TAINSに触れていただくことができ、大変有意義な一日となった。

北海道税理士会では今回が初めての大規模開催となったが、今後は各税理士会においてもこのようなフォーラムの開催が予定されており、当社も積極的に参加してTAINSの普及に努めていきたいと考えている。

【セミナー（研修会）の内容】

第1部 デジタルインボイスと電子帳簿保存法へのシステム対応について

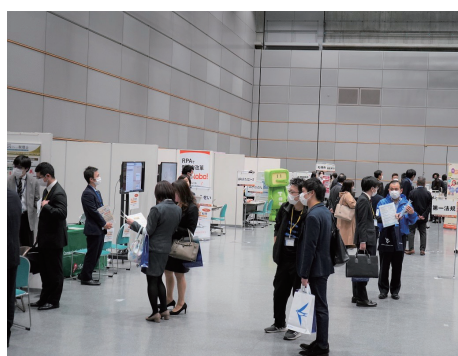
講師：日税連デジタルシステム委員会 委員長 岡崎拓郎 氏

第2部 税理士業務のDX化・業務効率化

講師：(株)ノーサイド・ウイング 代表取締役 平野龍一 氏

第3部 税務行政のデジタル化について

講師：札幌国税局 総務部長 小森敦 氏



(事業部長 上田健一)

2022年の裁判例を振り返る

TAINS編集長
(青山学院大学名誉教授) 三木 義一

はじめに

コロナの関係で調査数が減少しているせいか、訴訟の数もだんだん減ってきている。納税者が裁判所ではもはや救済されないとあきらめはじめているのではないかと、少し心配になってくる。裁判所が、課税庁も納税者とともに法の下に平等だという視点をもって、事案をきちんと審査することを願っているのだが、そのためには課税庁以上に税法についての判断能力が必要だ。しかし、裁判例を見ると、法人税の損金と所得税の必要経費の本質的な意味の違いを理解しないまま、損金を必要経費と同じように考えて損金性を否定している例が増えてきている。そうした判決に対する批判もしたいが、ここでは、2022年度の裁判例の中から、TAINSの会員に留意しておいて欲しい事例を取り上げ、簡単に私なりの留意点を示しておきたい。

(1) 通達の法的性格 (最高裁令和4年4月19日判決 TAINS Z888-2406)

今年なによりも注目されたのは、相続税の財産評価通達の評価額を利用して、課税評価額の引き下げを行った納税者に対して、課税庁が評価通達総則6項(「この通達の定めによって評価することが著しく不当と認められる財産の評価額は、国税庁長官の指示を受けて評価する」)を適用し、時価で課税した事件であろう。しかも、地裁・高裁で納税者が敗訴していたのに、最高裁が弁論を開いたので、納税者が勝ちそうだとすることで、不動産関係者にも大きな関心を集めた。私自身も高裁判決が覆るものと思ひ込み、どこが変えられるのか、真剣に悩んでいた。というのは、私は原告を応援していた税理士や研究者とは異なり高裁判決でやむを得ないと考えていたからである。しかし、最高裁の弁論

は高裁判決を覆すためのものではなく、総則6項についての最高裁としての姿勢を従来示してこなかったことで、その点を明確にするという意味での弁論だったようであり、結論は高裁と同じだった。そこで、この最高裁判決の内容を少し考えてみよう。

事実関係は次のように整理されている。

- (1) 相続税法22条は、同法第3章で特別の定めのあるものを除くほか、相続等により取得した財産の評価額は当該財産の取得の時における時価により、当該財産の評価額から控除すべき債務の金額はその時の現況による旨を規定する。
- (2) 評価通達1(2)は、時価とは課税時期(相続等により財産を取得した日等)においてそれぞれの財産の現況に応じ不特定多数の当事者間で自由な取引が行われる場合に通常成立すると認められる評価額をいい、その評価額は評価通達の定めによって評価した評価額による旨を定める。他方、評価通達6は、評価通達の定めによって評価することが著しく不相当と認められる財産の評価額は国税庁長官の指示を受けて評価する旨を定める。
- (3) A(以下「被相続人」という。)は、平成24年6月17日に94歳で死亡し、上告人らほか2名(以下「共同相続人ら」という。)がその財産を相続により取得した(以下、この相続を「本件相続」という。)
被相続人の相続財産には、第1審判決別表1記載の土地及び同別表2記載の建物(以下、併せて「本件甲不動産」という。)並びに同別表3記載の土地及び建物(以下、併せて「本件乙不動産」といい、本件甲不動産と併せて「本件各不動産」という。)が含まれていたところ、

これらについては、被相続人の遺言に従って、上告人らのうちの1名が取得した。なお、同人は、平成25年3月7日付けで、本件乙不動産を代金5億1500万円で購入した。

(4) 本件各不動産が被相続人の相続財産に含まれるに至った経緯等は、次のとおりである。

ア 被相続人は、平成21年1月30日付けで信託銀行から6億3000万円を借り入れた上、同日付けで本件甲不動産を代金8億3700万円で購入した。

イ 被相続人は、平成21年12月21日付けで共同相続人らのうちの1名から4700万円を借り入れ、同月25日付けで信託銀行から3億7800万円を借り入れた上、同日付けで本件乙不動産を代金5億5000万円で購入した。

ウ 被相続人及び上告人らは、上記ア及びイの本件各不動産の購入及びその購入資金の借入れ(以下、併せて「本件購入・借入れ」という。)を、被相続人及びその経営していた会社の事業承継の過程の一つと位置付けつつも、本件購入・借入れが近い将来発生することが予想される被相続人からの相続において上告人らの相続税の負担を減じ又は免れさせるものであることを知り、かつ、これを期待して、あえて企画して実行したものである。

要するに、二つの建物を借入金付きで購入し、評価通達を利用して、課税価格を減らして、通常なら約2億円になる相続税額を0円にする申告を行ったのである。そこで、税務署が伝家の宝刀総則6項を適用して、時価で課税し、納税者がこれを争ったわけである。しかし、地裁も高裁も、このような方法を認めると「実質的な租税負担の公平を著しく害し不当な結果を招来する」から、「他の合理的な方法によって評価することが許される」として本件各更正処分は適法と判断していたのである。

これを受けて最高裁は、どのような判断をしたか、次の部分が重要である。

4

(1) 相続税法22条は、相続等により取得した財

産の価額を当該財産の取得の時点における時価によるとするが、ここにいう時価とは当該財産の客観的な交換価値をいうものと解される。そして、評価通達は、上記の意味における時価の評価方法を定めたものであるが、上級行政機関が下級行政機関の職務権限の行使を指揮するために発した通達にすぎず、これが国民に対し直接の法的効力を有するというべき根拠は見当たらない。そうすると、相続税の課税価格に算入される財産の価額は、当該財産の取得の時点における客観的な交換価値としての時価を上回らない限り、同条に違反するものではなく、このことは、当該価額が評価通達の定める方法により評価した価額を上回るか否かによって左右されないというべきである。

そうであるところ、本件各更正処分に係る課税価格に算入された本件各鑑定評価額は、本件各不動産の客観的な交換価値としての時価であると認められるというのであるから、これが本件各通達評価額を上回るからといって、相続税法22条に違反するものということとはできない。

つまり、最高裁は、相続税法という法律は「時価」で課税するぞ、と書いてあるではないか。だから時価で課税すること自体は基本的には違法ではないのだ、といているのである。読者の中にはそれでは通達に従う意味がないではないか、と思われる方もいると思うので、少し私なりの説明も付け加えてみよう。

相続税法は、最高裁が言うとおりの「時価」、通常の取引価額で課税して良いといているのである。だから、この法律の規定は、ある意味で非常に恐ろしいのである。他方で、相続による財産の承継は取引ではない。日本の相続法は大陸法の相続法を受け入れ、相続開始と同時に相続人の共有状態になってしまうので、第三者間の取引のような行為は行われない。つまり、相続の時に課税庁が時価で課税したくともその時価が見えないのである。そこで、課税しやすいように運用上の基準として評価通達を定めるが、その額が時価を超えることはあってはならないことになる。だから評価額は慎重になり、謙抑的になり、時価よりはかなり低い安全な価額で課税する

ことにならざるを得ないことになる。だが、それでも当該不動産の特殊事情のために通達での評価額でも時価を上回ってしまう場合がある。そういう場合には、総則 6 項で調整するのである。つまり、総則 6 項は本来、通達評価でも高くなってしまふ特殊事情がある場合に通達評価額を下げるために設けられたものであったのである。

読者の方は、通達評価額が時価評価だと理解されてきた方がいるかもしれないが、私は、通達評価は「時価以下」評価額だと理解してきた。法律が時価課税を要求しているが、時価が見えないために安全に時価以下評価してきたのである。だから、納税者はこの通達を大事にし、乱用しないようにしておかないと、時価で課税されるリスクがあるよ、と述べてきたのである。この事件は、まさしく、この安い時価以下評価を意図的に利用しようとしたことになる。この評価通達を時価と同視し、通達で規定している以上、課税庁は通達評価を尊重しなければならない、という論理で納税者が勝つならば、不公平を将来させないために、課税庁としては時価以下評価をやめ、リスク覚悟で時価ぎりぎりの評価をせざるを得なくなるのではないだろうか。私はこのように考えていたから、一人の富裕者の租税回避のために、多数の納税者の評価額が上がるような議論にはあまりくみしたくなかった。現行の時価以下評価でも、皆が同じように時価以下評価であればいいのではないかということである。

最高裁は、この納税者には時価以下評価を適用しないことの不平等問題を次のように述べている。

(2)

ア 他方、租税法上の一般原則としての平等原則は、租税法の適用に関し、同様の状況にあるものは同様に扱われることを要求するものと解される。そして、評価通達は相続財産の価額の評価の一般的な方法を定めたものであり、課税庁がこれに従って画一的に評価を行っていることは公知の事実であるから、課税庁が、特定の者の相続財産の価額についてのみ評価通達の定める方法により評価した価額を上回る価額によるものとするのは、たとえ当該価額が客観的な交換価値としての時価を上回らないとしても、合理的な理由がない限り、上記の平等原則に違反するものと

して違法というべきである。もっとも、上記に述べたところに照らせば、相続税の課税価格に算入される財産の価額について、評価通達の定める方法による画一的な評価を行うことが実質的な租税負担の公平に反するというべき事情がある場合には、合理的な理由があると認められるから、当該財産の価額を評価通達の定める方法により評価した価額を上回る価額によるものとするのが上記の平等原則に違反するものではないと解するのが相当である。

イ これを本件各不動産についてみると、本件各通達評価額と本件各鑑定評価額との間には大きな離れがあるということが出来るものの、このことをもって上記事情があるということとはできない。

もっとも、本件購入・借入れが行われなければ本件相続に係る課税価格の合計額は6億円を超えるものであったにもかかわらず、これが行われたことにより、本件各不動産の価額を評価通達の定める方法により評価すると、課税価格の合計額は2826万1000円にとどまり、基礎控除の結果、相続税の総額が0円になるというのであるから、上告人らの相続税の負担は著しく軽減されることになるというべきである。そして、被相続人及び上告人らは、本件購入・借入れに近い将来発生することが予想される被相続人からの相続において上告人らの相続税の負担を減じ又は免れさせるものであることを知り、かつ、これを期待して、あえて本件購入・借入れを企画して実行したというのであるから、租税負担の軽減をも意図してこれを行ったものといえる。そうすると、本件各不動産の価額について評価通達の定める方法による画一的な評価を行うことは、本件購入・借入れのような行為をせず、又はすることのできない他の納税者と上告人らとの間に看過し難い不均衡を生じさせ、実質的な租税負担の公平に反するというべきであるから、上記事情があるものといえることができる。

ウ したがって、本件各不動産の価額を評価通達の定める方法により評価した価額を上回る価額によるものとするのが上記の平等原則に違反するということができない。

これはその通りだといわざるをえない。もちろん、この通達に振り回された納税者はお気の毒に思うし、通達を適用すべき場合と、総則6項が適用される場合の基準をもう少し明確にする必要性はあろう。また、通達を利用した申告も申告としては誤りではないので、過少申告加算税などは本来あり得ないものだと考えるが、総則6項については以上のように考えている。

留意点

- 1) 相続税法は「時価」課税だ。しかし、相続による財産の移動は取引ではない。
- 2) だから通常は「時価」は見えない。そこで、評価通達は「時価以下」にし、安全に課税する。
- 3) だから、相続に際して合理的理由もなく「時価」を見せるような行為をすると危ない。

(2) 共有物の分割と不動産取得税 (最高裁令和4年3月22日判決 TAINS Z 9 9 9 - 8 4 4 4)

地方税法73条の7第2号の3は、共有物の分割による不動産の取得に対しては、同号括弧書きに規定する「当該不動産の取得者の分割前の当該共有物に係る持分の割合を超える部分」(以下「持分超過部分」という。)の取得を除き、同税を課することができないと規定している。

この場合、共有分割で土地を取得したが、それまでは10の1しか持ち分がなかった土地を、相続財産全体の10分の1として、土地だけを取得したような場合は、どうなるのだろうか。

五人の相続人がいるが、被相続人が、そのうちの一人娘だけに全部を相続させる遺言を残した。男の四人の相続人は遺留分減殺請求をおこす。すると、すべての相続財産は10分の1ずつの共有になり、土地についても10分の1となる。そこで、東京地方裁判所は、平成27年8月、本件各不動産に係る共有物分割の訴えについて、これらを一括して分割の対象とした上で、そのうちいくつかの各土地を上告人の単独所有とし、その余を他の共有者らの各単独所有とすることなどを内容とする判決を言い渡し、同判決は確定した。

その後、東京都足立都税事務所長は、上記の共有物の分割により上告人が本件各土地の各持分10分の9を取得したこと(以下「本件各取得」という。)に対する不動産取得税の賦課決定処分(以

下「本件各処分」という。)をしたので、この相続人が争ったのである。

最高裁の判断は次の通りであった。

3

(1) 地方税法73条の7第2号の3は、共有物の分割による不動産の取得について、同法73条の2第1項にいう「不動産の取得」に該当し、本来は不動産取得税の課税の対象となることを前提に、その例外として、持分超過部分の取得を除いては非課税とする旨を定めたものと解される。

前記1(2)のとおり、上告人は、複数の不動産を一括して分割の対象とする共有物の分割により、本件各土地の各持分10分の9を取得したものであることから、このような場合における持分超過部分の有無及び額の判断の方法が問題となる。

(2) 地方税法73条の13第1項は、不動産取得税の課税標準を、不動産を取得した時における不動産の価格とする旨規定し、同法73条の21第1項本文は、固定資産課税台帳に固定資産の価格が登録されている不動産については、当該価格により当該不動産に係る同税の課税標準となるべき価格を決定するものとする旨規定する。そして、固定資産課税台帳は、原則として、登記簿に登録されている土地又は家屋(住家その他の建物をいう。)について、その価格等所定の事項を登録するものである(同法341条10号、12号)ところ、土地は1筆の土地ごとに、建物は1個の建物ごとに登記されている(不動産登記法2条5号参照)。

また、地方税法73条の15の2第1項は、不動産取得税の課税標準となるべき額が所定の額に満たない場合においては、同税を課することができない旨を規定するところ、同条2項は、複数の土地の取得又は複数の家屋の取得をもって一の土地の取得又は1戸の家屋の取得とみなして同条1項の規定を適用する場合について、特に規定している。

以上のような不動産取得税に関する地方税法の規定の内容等に照らせば、同税は、個々の不動産の取得ごとに課されるものであると

いうことができる。

そうすると、共有物の分割による不動産の取得に係る持分超過部分の有無及び額については、複数の不動産を一括して分割の対象とする場合であっても、その対象とされた個々の不動産ごとに判断すべきものと解するのが、不動産取得税の課税の仕組みと整合的であるというべきであり、また、地方税法73条の7第2号の3括弧書きの「分割前の当該共有物に係る持分の割合」という文言にも沿う解釈といえることができる。

したがって、複数の不動産を一括して分割の対象とする共有物の分割により不動産を取得した場合における持分超過部分の有無及び額については、分割の対象とされた個々の不動産ごとに、分割前の持分の割合に相当する価格と分割後に所有することとなった不動産の価格とを比較して判断すべきものと解するのが相当である。

- (3) 前記事実関係等によれば、上告人は、共有物の分割により、従前は持分10分の1を有していた本件各土地について、それぞれ、他の共有者から、その余の持分10分の9を取得したというのであるから、本件各取得の全部が持分超過部分の取得に当たることが明らかである。したがって、本件各取得に対しては地方税法73条の7第2号の3の規定により不動産取得税を課することができないとはいえない。

要するに、相続財産税体で分割割合を見るのではなく、個々の土地毎に超過部分を判断するということになる。共有物の分割に係わる時は注意が必要となる。なお、遺産全部を特定の相続人に相続させる旨の遺言による遺産の当該相続人への承継に対して遺留分権利者が減殺請求権を行使した場合に遺留分権利者に帰属する権利は、遺産分割の対象となる遺産としての性質を有しないものと解されているので、(最高裁平成3年(オ)第1772号同8年1月26日第二小法廷判決・民集50巻1号132頁参照)、相続による取得とも言えないので、非課税とはならないのである。

なお、民法改正により、遺留分減殺請求の法的

性質が変わったので、今後同様なことがあっても、遺留分減殺請求により10分の1の共有になることはなくなるので、今後は分割協議で土地を取得した時に、10分の10の課税になることにも留意しておこう。

(3) 親子間の土地の使用貸借と駐車場収入の帰属

・・・(大阪地裁令和3年4月22日判決
TAINS Z888-2363)

子供が親の土地を使用貸借し、アパートなどを建てて賃料収入が発生した場合、その収入は子供に帰属する。課税上もそれを承認している。だが、土地を単に使用貸借した後に、その土地を駐車場として賃貸し、その収入が発生した場合、その賃料を子供に帰属させるのは、土地の所有権が父親にある以上、少なくとも課税上は難しい取り扱いだった。そこで、土地の一部の所有権を子供に帰属させた上で、駐車場賃料を得た場合にはどうなるかが争われた事件があった。

具体的には、父親である亡甲が、平成26年1月25日、被控訴人である長男乙との間で、P等土地上に敷設されたアスファルト舗装・車止め・フェンスを、被控訴人乙に贈与する旨の契約を締結し、同日、被控訴人長女丙との間で、R土地上に敷設されたアスファルト舗装を被控訴人丙に贈与する旨の契約をしたのである。土地の表面上の一部を贈与する奇策を使い、その後の家賃収入をこども達に帰属させたわけである。

課税庁はこれを否認し、父親に帰属するとして課税。大阪地裁令和3年4月22日判決は次のように判示し、これを認めたのである。

判示事項

- 1 本件は、原告が、平成26年分の所得税等について、収入の計上誤り等を理由とする更正の請求をしたところ、処分行政庁から、更正すべき理由がない旨の通知処分を受けたほか、原告の子ら(長男乙及び長女丙)の名義で賃貸された土地の賃料(駐車場収入)は原告に帰属するとして、増額更正処分等を受けた事案である。
- 2 本件においては、原告と長男乙及び長女丙との間で、各土地の使用貸借契約及び各土地上に敷設されたアスファルト舗装等の贈与契約、乙及び丙と各賃借人間の賃貸借契約、委任者を乙及び丙と

する駐車場管理契約の各契約による一連の取引(本件各取引)がされている。

- 3 原告は、平成26年1月まで各土地の賃貸人として駐車場収入を得ていたところ、同年2月以降の駐車場収入については、使用貸借契約等により、賃貸人が長男乙又は長女丙になり、各駐車場収入は乙又は丙に帰属するものとして確定申告をしているから、平成26年2月以降の駐車場収入が原告に帰属するか否かを検討するに当たり、使用貸借契約が成立したか否かが問題となる。
- 4 本件各使用貸借契約書の原告の署名・押印は真正なものであるから、民事訴訟法228条4項によれば、使用貸借契約書の原告作成部分は真正に成立したものと推定されることになる。
- 5 これに対し、被告は、原告が使用貸借契約書の内容を全く認識していなかったと認められるから上記推定は働かない旨主張する。しかしながら、使用貸借契約書の署名・押印に至る経緯、使用貸借契約書の記載内容その他本件各取引の内容、原告の知識・経験・行動傾向等、各取引後の取引実態、確定申告における原告の行動等を総合すれば、原告が使用貸借契約書の基本的な内容を認識した上で使用貸借契約書に署名・押印した事実を優に認定することができる。
- 6 経験則に照らせば、使用貸借契約書のような処分証書が真正に成立していれば、「特段の事情」がない限り、作成者によって記載どおりの行為がされたことを認めるべきである(処分証書の法理)。
- 7 被告は、本件各取引は異常であり、特段の事情がある旨主張する。しかし、本件各取引によって、駐車場収入が乙又は丙に帰属することになるが、原告と乙・丙は親子の関係にあり、原告が十分な収入を得ており、高齢でもあったことにも照らすと、駐車場収入が各土地の所有者ではない乙又は丙に帰属するからといって本件各取引が社会通念に照らして異常なものであるということとはできない。
- 8 被告は、本件各取引は、乙及び税理士法人が、総体としての租税負担を免れることを目的に企図したこと等の特段の事情がある旨主張する。しかし、節税効果を生じさせることを動機として使用貸借契約を締結することはあり得るのであって、

節税の動機と目的物を無償で使用収益させる意思とは併存し得るものであるから、上記の目的がある場合であっても、直ちに使用貸借契約書に記載どおりの行為がされたとの経験則を妨げる「特段の事情」があるとするとはできないというべきである。

- 9 本件各使用貸借契約は成立したと認められるところ、使用貸借契約は対価を払わないで他人の物を借りて使用収益する契約であるから(民法593条)、乙又は丙は、平成26年2月以降、原告から、各土地の使用収益権を与えられたことになる。そして、乙又は丙は、各土地の使用収益権に基づき、第三者との間で賃貸借契約を締結し、各土地の賃借人から駐車場収入を得ることになる。他方、原告は、各土地の所有者ではあるが、平成26年2月以降は、使用貸借契約の締結により、各土地の使用収益権を乙又は丙に与えたため、乙又は丙が賃貸人ということになるから、各土地の使用貸借契約の賃貸人ではなくなり、駐車場収入を得ることはできないことになる(実際にも駐車場収入を得ていない)。
- 10 本件各土地の賃貸借に関する民法上の法律関係を、所得税法12条(実質所得者課税の原則)の規定に照らしてみると、乙又は丙は、「資産又は事業から生ずる収益の法律上帰属するとみられる者」に該当するというべきであり、実際にも駐車場収入を収益として享受しているから、「単なる名義人であって、その収益を享受」しないということとはできない。さらに、原告は、駐車場収入を収益として享受していないから、「その者以外の者がその収益を享受する場合」における「その者以外の者」に当たるということもできない。したがって、本件において、所得税法12条の適用により、平成26年2月以降の駐車場収入の帰属が原告にあるということとはできないというべきである。

この判示は多くの税理士に衝撃を与えたと思われる。これで所得の分割が可能なら、同じような契約を考える人も多かっただと思われる。その意味で高裁判決が注目されていたのである。令和4年7月20日(TAINS Z888-2426)はまず、前述の贈与契約について次のような判断を示した。

まず、贈与契約の部分であるが、舗装部分は不能である、とされた。

アスファルト舗装は、路盤にアスファルト混合物を敷き均して、転圧機械により所定の密度が得られるまで締固め、所定の形状に平坦に仕上げるものであり、アスファルト舗装された地面のうち、アスファルト混合物が含まれる表層及び基層部は、土地の構成部分となり、独立の所有権が成立する余地はないというべきである。

したがって、亡甲において、本件各贈与契約のうち本件各舗装部分の所有権を被控訴人乙及び同丙に移転させることは原始的に不能であることは明らかであるから、本件各贈与契約のうち前記舗装部分等を対象とする部分はいずれも無効といわなければならない。そうすると、本件各使用貸借契約書の作成により、当事者が当初意図したところの被控訴人乙及び同丙が本件各舗装部分を所有することを目的とした本件各使用貸借契約が成立したと解釈する余地はないというべきである。

しかし、付合している本件各舗装部分をも含む本件各土地を使用貸借したものと解したとしてもおかしくないとして、次のようにもいうのである。

付合した本件各舗装部分を含む本件各土地を目的とする本件各使用貸借契約の成否

ア しかし、先に述べたところの、被控訴人乙及び同丙が本件各舗装部分等を所有するという本件各使用貸借契約の目的は、本件各贈与契約が同時に締結されたことや同契約書の記載から合理的に解釈されることに止まり、本件各使用貸借契約書上は、付合している本件各舗装部分をも含む本件各土地を使用貸借したものと解したとしても、特段整合しない記載は認められない。むしろ、同契約書には、使用貸借の目的は、被控訴人乙や同丙が本件各土地を駐車場として使用することにある旨記載されていることからして、本件各使用貸借契約の対象を、付合した本件各舗装部分をも含む本件各土地と解した方が自然で合理的とも評価できるのである。そして、本件各贈与契約書にも、被控訴人乙及び同丙が本件各舗装部分上で駐車場賃貸事業を営むことが記載されていて、本件各舗装部分の所有権の帰属

について当事者に法律の錯誤があったものの、本件各取引の結果、本件各使用貸借により、付合した同部分も含めた本件各土地上で被控訴人乙及び同丙が駐車場賃貸事業を営むことは当事者双方が明確に認識していたのであるから、本件各使用貸借契約書の作成により本件各使用貸借契約が成立したと認定できるのであれば、その内容は本件各舗装部分を含む本件各土地を使用貸借させるものであると解するのが合理的というべきである。……

以上によれば、被控訴人乙及び同丙は、本件各土地について、本件各使用貸借契約に基づく収益権としての使用借権を有するから、本件駐車場から「生ずる収益の法律上帰属するとみられる者」に当たることとなる。

つまりこの使用貸借契約は有効であり、収益の法律上の帰属者は相続人達である、という。法律上収益が帰属しているなら、課税上も相続人達と判断しても良さそうであるが、この後が一審とはガラッと変わってしまうのである。

被控訴人乙及び同丙が「単なる名義人であって、その収益を享受せず、その者以外の者がその収益を享受する場合」に当たるか

- (1) 所得税法12条は、租税負担の公平を図るため、資産から生ずる収益の帰属について、名義又は形式とその実質が異なる場合には、当該資産の名義又は形式にかかわらず、当該資産の所有者に帰属させようとした趣旨と解される。そして、所得税基本通達12-1が「法第12条の適用上、資産から生ずる収益を享受する者がだれであるかは、その収益の基因となる資産の真実の権利者がだれであるかにより判定すべきである。」と規定しているのもこれと同じ趣旨と解され、合理的なものと解すべきである。
- (2) 不動産所得である本件各土地の駐車場収入は、本件各土地の使用の対価として受けるべき金銭という法定果実であり（民法88条2項）、駐車場賃貸事業を営む者の役務提供の対価ではないから、所有権者がその果実収取権を第三者に付与しない限り、元来所有権者に帰属すべきものである。

そして、本件で被控訴人乙及び同丙が本件各土地の法定果実を収取できる根拠は使用借権（民法593条）であるが、使用借主は、その無償性から、本来使用貸主の承諾を得ない限り、法定果実収取権を有しないところ（同法594条2項）、本件においては、既に本件各土地の所有権に基づき駐車場賃貸事業を営んで賃料収入を取得していた亡甲が、子である被控訴人乙及び同丙に本件各土地を使用貸借し、法定果実の収取を承諾して、その事業を前記被控訴人らに承継させたというのであるから、本件各取引は、亡甲が本件各土地の所有権の帰属を変えないまま、何らの対価も得ることなく、そこから生じる法定果実の帰属を子である前記被控訴人らに移転させたものと評価できる。しかも、使用貸借における転貸の承諾、すなわち法定果実収取権の付与は、その無償性から、その承諾を撤回し、将来に向かって付与しないことができると考えられることからすると、そもそも亡甲から使用貸借に基づく法定果実収取権を付与されたことで、当然に実質的にも本件各土地からの収益を享受する者と断ずることはできないというべきである。

さらに本件各取引がなされた経緯についてみると、前記認定事実によれば、被控訴人乙は、本件税理士法人に亡甲の相続にかかる相続税対策について相談し、被控訴人乙及び同丙が亡甲の財産を相続する際、相続税の納付のために遺産（不動産）の売却を余儀なくされるような事態を避けるため、亡甲及び被控訴人丙らに対してもその趣旨を説明の上、本件各使用貸借契約を含む本件各取引を締結して、亡甲が従前から営んでいた賃料収入の蓄積による同人名義の将来の遺産の増加を抑制することを企図するとともに、当面の所得税の節税をも企図したものであることが認められる。

そして、本件各取引の結果、亡甲から本件各使用貸借に基づく法定果実収取権を付与され、本件各土地上で駐車場賃貸事業を営むことになった被控訴人乙及び同丙は、本件各取引等に関し、特段の出捐をしたとは認めに足りないし、亡甲が管理業務を有償で委任していた管理会社に引き続き同業務を有償で委

任したことにより、その管理に必要な役務を提供したとも認めに足りない。しかも、亡甲は、本件各土地以外にも、同人らに対し、自己所有の土地建物に無償で居住させた上、その固定資産税も亡甲が負担するなどして、それらの不動産の使用収益の利益を付与していたことも、本件各取引に基づく本件各土地に関する法定果実収取権の付与と同質のものであって、それらによって同人らが亡甲から親族間の情誼により相当の援助を受けていた関係にあったというべきである。

そうすると、本件各取引は、亡甲の相続にかかる相続税対策を主たる目的として、亡甲の存命中は、本件各土地の所有権はあくまでも亡甲が保有することを前提に、本件各土地による亡甲の所得を子である被控訴人乙及び同丙に形式上分散する目的で、同人らに対して本件各使用貸借契約に基づく法定果実収取権を付与したものにすぎないものと認められる。

したがって、たとえ、本件各取引後、本件各土地の駐車場の収益が被控訴人乙及び同丙の口座に振り込まれていたとしても、そのように亡甲が子である被控訴人乙及び同丙に対する本件各土地の法定果実収取権の付与を継続していたこと自体が、亡甲が所有権者として享受すべき収益を子に自ら無償で処分している結果であると評価できるのであって、やはりその収益を支配していたのは亡甲というべきであるから、平成26年2月以降の本件各駐車場の収益については、被控訴人乙及び同丙は単なる名義人であって、その収益を享受せず、亡甲がその収益を享受する場合に当たるといえるべきである。

法律上の帰属者と実質上の帰属者とが異なり、本件の場合は、亡き父親が実質上の帰属者だとの判断をして、納税者の主張を退けたことになる。

法形式的には相続人達に帰属するよう見えるが、真の法律関係からすると父親が所有しているのだ、という判断であろうが、法律上は契約自体を否定するような特段の事情もなかったが、他方でこれを認めると租税回避が容易に計画できることを懸念してこのような判断をしたものと思われる

る。他に何の合理的理由がなく、租税回避だけが目的だと思われると、このような判断になる可能性が強いと言えよう。

(4) 2年連続期限遅れのみでも青色承認取消？

年末に税理士事務所が申告書を二期連続期限後に出したことを理由に青色承認の取り消しがなされ、それを争った事案の判決が飛び込んできた（福岡地方裁判所令和4年12月14日判決、TAINS 収録作業中）。確かに、期限後提出は法律にも取消の理由にされており、事務運用指針にも次のように規定されている。

4 無申告又は期限後申告の場合における青色申告の承認の取消し

法第127条第1項第4号の規定による取消しは、2事業年度連続してその提出期限内に法第74条第1項の規定による申告書の提出がない場合に行うものとする。この場合、当該2事業年度目の事業年度以後の事業年度について、その承認を取り消す。

しかし、通常はこれだけを理由に取り消すことはないと思われていた。この種の事件の場合は、その不当性を審判所で争い、実務がよくわかる審判官であれば通常はしない処分であり、不当として救済する余地がある。しかし、裁判所になると、不当では争えず、違法を主張しなければならなくなるので、裁量権の逸脱、または濫用を争うことになる。地裁は次のように判示している。

1 争点

(1) (本件処分が裁量権の範囲の逸脱又はその濫用により違法であるか) について ……

(2) これを本件についてみると、前提事実及び掲記の証拠並びに弁論の全趣旨によれば、次の事情を指摘することができる。

ア 原告は、平成30年6月期及び令和元年6月期の2事業年度連続で確定申告書を提出期限までに提出しなかったものである（前提事実(3)イ）。そして、この事実は、法人税法124条1項4号の承認取消事由に該当する上、青色申告承認取消しの取扱基準について定め

る本件事務運営指針の4にも該当する。

確定申告書を提出期限までに提出することは、青色申告法人の基本的義務というべきであり、2事業年度連続で確定申告書を期限内に提出しないことは、法人税法第27条1項4号の違反の程度としては軽視することのできないものというべきである。

イ 原告が2事業年度連続で確定申告書を提出期限までに提出しなかった原因は、本件税理士法人の担当職員が期限内に提出することを失念したことによるものである。しかし、税理士法2条1項1号に規定する税務代理は、民法99条が規定する代理人が本人に代わって意思表示を行う行為に該当し、その法律効果は直接本人に帰属するのであるから、納税者が自己の判断と責任において、申告手を税理士に委任し、当該税理士が代理人として申告した以上、その申告は申告名義人である納税者の行為として取り扱われるものと解される。そうすると、2事業年度連続で確定申告書が期限内不提出となった原因が、本件税理士法人の担当職員の過誤によるものであるとしても、このような事情は、原告と本件税理士法人の間の内部事情によるものといわざるを得ない。

(3) 以上の事情からすれば、処分行政庁が本件処分(青色申告の承認の取消し)をしたことについて、裁量権の範囲の逸脱又はその濫用に当たるとは認められない。

原告会社は設立以来、重加算税処分を受けたことがないどころか、ここ十年指摘事項が一度もない優良な法人だったようだが、それでも自動的に2年で取り消す方向に変化してきたようだ。

おわりに

TAINS に収録されている令和4年の裁判例からいくつか取り出して紹介してきたが、最後の4番目の問題は税理士として重く受け止めておかねばならない。税理士と大学教員の大きな資質の違いは、期限まで書くのが税理士で、期限が来てから書くのが大学教員と揶揄してきたが、この差は加算税や青色承認取り消しなどが税理士業務にはつきものだということから来ているのであろう。

TAINSメールニュース No.591 2022.10.06

更正の予知～関係法人に対する調査が請求人に対する調査と認定された事例～

(令02-04-23 非公開裁決 棄却 F0-2-1004)

不動産賃貸業等を目的とする請求人が、法人税等の修正申告書を提出したところ、原処分庁が、架空の管理費及び修繕費の計上による仮装の行為があったとして、青色申告の承認の取消処分及び重加算税の各賦課決定処分を行いました。

審判所は、関係法人と請求人が、人的・物的関係において共通性を有した相当密接な関係にあることなどから、次のとおり認定し、請求人の行為は、所得に関し、故意に事実をわい曲したものであり、事実の仮装の行為に当たり、各処分等は適法であるとして請求を棄却しました。

関係法人の調査の内容は、まさに、請求人の不正の

行為に関連する証拠の収集であり、進捗状況としても、その後の通常想定される調査が行われれば、請求人の不正の行為が解明されることが相当程度確実といえる段階に達していたということができ、現に、請求人は、その不正の行為がいずれ発覚するとの認識の下、当該不正の行為に係る修正申告書を提出したものと認められるから、本件修正申告書の提出は、調査を受けたことを原因として更正される可能性があるとの認識によってされたものと認められる。

したがって、本件修正申告書の提出は、「調査があったことにより当該国税について更正があるべきことを予知してされたものでない」とはいえない。

《検索方法》〔細かい条件を指定して検索〕

【TAINSキーワード】 F0-2-1004

(税法データベース編集室：藤原 真由美)

TAINSメールニュース No.592 2022.10.13

駐車場収入の帰属／親子間の土地使用貸借契約／高裁で逆転判決

(令04-07-20 大阪高裁 原判決取消し 確定 Z888-2426)

亡甲（一審原告）は、子ら（長男及び長女）との間で、各土地の使用貸借契約を締結し、駐車場収入は子らに帰属するものとして申告したところ、処分行政庁から、駐車場収入は亡甲に帰属するとして更正処分を受けました。大阪地裁は、亡甲の請求を認容しましたが、大阪高裁は、次のように判示して、駐車場の収益は、土地の所有者である亡甲に帰属すると判断しました。

親子間での土地の使用貸借契約は有効に成立していると認められる。しかし、本件各取引は、亡甲の相続税対策を主たる目的として、土地の所有権はあくまでも亡甲が保有することを前提に、土地による

所得を子らに形式上分散する目的で、同人らに対して使用貸借契約に基づく法定果実取収権を付与したものにすぎないものと認められる。したがって、たとえ、本件各取引後、駐車場の収益が子らの口座に振り込まれていたとしても、そのように亡甲が子らに対する土地の法定果実取収権の付与を継続していたこと自体が、亡甲が所有権者として享受すべき収益を子に自ら無償で処分している結果であると評価できるのであって、やはりその収益を支配していたのは亡甲というべきであるから、駐車場の収益については、子らは単なる名義人であって、その収益を享受せず、亡甲がその収益を享受する場合に当たるといふべきである。

《検索方法》〔細かい条件を指定して検索〕

【TAINSキーワード】 Z888-2426

(税法データベース編集室：市野瀬 香子)

税務雑誌目次検索システム

雑誌目次検索システムは、現在、税研・税務事例研究・税理・税経通信・税務弘報・月刊税務事例・国税速報・週刊税務通信・T&A master・速報税理・Profession Journal・国際税務の12誌について、各誌の年号・雑誌名・掲載頁や著者名・肩書・タイトル・判決年月日等により、目次を検索することができます。この目次とは、タイトルの親和性が増すように、若干の加工を行っています。

また、判決・裁決から雑誌目次情報にアクセスできるリンクを備えており、閲覧している判決・裁決等の評釈や実務研究がどの雑誌に掲載されているか確認することができます。



TAINSメールニュース No.593 2022.10.20

徴収事件／賃貸借契約に係る保証金の返還請求権の差押えと修繕費との相殺

(平21-02-25 吹田簡裁 国の請求認容 Z777-2106)

原告(国)が差し押さえた滞納者(賃借人)の賃貸借契約に係る保証金の返還請求権は、物件の明渡し時の損耗・汚損に係る修繕費と相殺することはできないとする国と相殺できるとする賃借人(被告)とが争った事案です。

裁判所は、国の請求を認めました。

賃借人の主張(本件物件には、明渡し時に損耗・汚損が存在し、この損耗・汚損は、賃借人の通常の使用による程度を超えるものであるから、フローリング工事費用のうち、1平方メートル分の工事費用として1万1000円及び襖5枚分工事費用として1万1600円は、賃借人が負担すべきものとして、充たにより、返還すべき本件保証金から差し引かれるべき

のである。)は、採用できない。

賃借人の主張に添う証拠としては管理会社代表者作成の陳述書が存在するものの、少なくとも、その損耗・汚損が通常の使用による程度を超えるものであるかどうかの点に関しては、賃借人である滞納者作成の陳述書及び退室申込書に照らして直に信用することができない。かえて、退室申込書の内装確認欄には、損傷箇所を指摘する複数の記載があるものの、その中にはフローリングや襖についての記載はないのであって、このことは、仮にフローリングや襖に何らかの損耗・汚損が存在したとしても、それは通常の使用によって生じる程度のものに過ぎなかったのではないかと推測を生じさせる。

〈検索方法〉[細かい条件を指定して検索]

【TAINSキーワード】 Z777-2106

(税法データベース編集室：大高 由美子)

TAINSメールニュース No.594 2022.10.27

取引相場のない株式～発行会社を介する三者間の譲渡にみなし譲渡課税等～

(令04-02-14 東京地裁 棄却 Z888-2419)

A社は、代表取締役(甲)から、A社株式5000株を1株当たり1500円で取得(本件取引1)した上で、取締役兼営業部長である甲の長男(乙)に譲渡(本件取引2)しました。同様に、A社は、同社の元取締役から、A社株式1万1460株を取得した上で、乙に譲渡(本件取引3)しました。この事案は、A社の自己株式の取得及び譲渡に係る取引について、処分行政庁から、甲はみなし譲渡に該当するとして、乙は享受した経済的な利益が給与所得に該当するとして更正処分を、A社は源泉所得税の納税告知処分を受けたことから争われたものです。裁判所では、次のとおり判断し、甲、乙及びA社の請求を棄却しました。

本件取引1は、所基通59-6に基づき算定した価

額(1株当たり1万7577円)の2分の1に満たない金額(1株当たり1500円)によりA社株式5000株を譲渡したものであり、所得税法59条1項2号所定の「著しく低い価額の対価として政令で定める額による譲渡」に該当するものと認められるから、同項の規定を適用したことをもって、甲の更正処分が違法なものはいえない。

乙は、本件取引2及び3の時における価額と実際の対価の額との差額に相当する経済的な利益を享受したものであるし、この経済的な利益は所得税法28条1項所定の「給与等」に該当するものと認められるから、同項の規定を適用したことをもって、乙の更正処分及びA社の納税告知処分が違法なものとはいえない。

〈検索方法〉[細かい条件を指定して検索]

【TAINSキーワード】 Z888-2419

(税法データベース編集室：依田 孝子)



Tax Accountant Information Network System

お問い合わせ先



TAINS ホームページ下部「お問い合わせフォーム」をご利用ください

よくある質問はこちら。



一般社団法人 日税連税法データベース

<https://www.tains.org/>



TAINSメールニュース No.595 2022.11.10

移転価格税制／残余利益分割法における重要な無形資産以外の要因の考慮

(令04-03-10 東京高裁 棄却・確定 Z888-2428)

特許権やノウハウ等の無形資産を有していたA社は、国外関連者との間でライセンス契約を結び、その対価であるロイヤルティの額を収益の額に算入して確定申告したところ、所轄税務署長から移転価格税制の適用を受けた事案です。

東京地裁(令和2年11月26日)は、残余利益の分割は、重要な無形資産の開発に係るA社等の支出額のほかに、国外関連者の超過減価償却費を分割要因に加えて配分するのが相当としました。控訴審で、国側は、残余利益の分割要因については、基本的には「重要な無形資産」のみをもって考慮されることが想定されていると主張しましたが、東京高裁は、国の控訴を棄却しています。

超過利益は必ずしも重要な無形資産のみによってもたらされ

るとは限らず、また、重要な無形資産だけではなく、これと共に他の複数の利益発生要因が重なり合い、相互に影響しながら一体となって残余利益(超過利益)が得られることがあるという経済及び取引の実態を踏まえ、分割対象利益の発生に寄与した程度を推測するに足る要因と認められる限り、これを分割要因とすることによって、内国法人と国外関連者との間で分割対象利益を適切に分割して独立企業間価格を認定するというものである。

国外関連者による設備投資は、超過利益をもたらした複数の利益発生要因に関して重要な貢献をしており、設備投資に係る減価償却費につき、残余利益の分割要因とするのが相当である。

〈検索方法〉〔細かい条件を指定して検索〕

【TAINSキーワード】 Z888-2428

(税法データベース編集室：草間 典子)

TAINSメールニュース No.596 2022.11.17

不動産所得の必要経費／裁判外の和解契約による借地人所有建物の取壊費用

(令01-09-03 非公開裁決 棄却 F0-1-1215)

本件は、不動産賃貸業を営む請求人が、賃貸していた土地上に存する借地人ら所有の建物の取壊費用を支出し、必要経費に算入して申告したところ、原処分庁が、当該取壊費用は不動産所得に係る必要経費に算入できないとして、更正処分等をしたため、請求人がその取り消しを求めたという事案です。審判所は、次のように判断し、請求人の請求を棄却しました。

本件において、本件取壊費用は、本来、取去義務を負っていた借地人らが負担すべきものであったといえる。それにもかかわらず、請求人は、借地人らが経済的に困窮しているため、本件建物の取去義務を確実にかつ迅速に履行する保証がない旨判断し、裁判外の和解

契約を締結した上で、自己の負担で本件建物を取り壊したとする。しかしながら、請求人は借地人らの資産状況及び支払資力などを裏付ける客観的な資料をいづれも確認しておらず、また、借地人らのうち少なくとも1名にはその当時一定の所得があったことが認められる。以上のように、本件取壊費用は、請求人が取壊費用を負担せざるを得ない事情があったとも認められないから、社会通念に照らして客観的に判断すると、不動産所得を生ずべき業務と直接関係し、かつ、当該業務の遂行上必要なものとはいえず、これを請求人の不動産所得の金額の計算上必要経費に算入することはできない。

〈検索方法〉〔細かい条件を指定して検索〕

【TAINSキーワード】 F0-1-1215



(税法データベース編集室：小菅 貴子)

税務に関する専門家としてのリスク対応を万全に

税理士職業賠償責任保険

(株)日税連保険サービス

〒141-0032 東京都品川区大崎1-11-8 日本税理士会館5階
<https://zeirishi-hoken.co.jp>

TAINSメールニュース No.597 2022.11.24

譲渡資産の課税価格の計算の基礎に算入された価額～取得費加算額の計算～

(令04-03-24 東京高裁 棄却・確定 Z888-2420)

控訴人らが、相続により取得した本件各土地に借地権を設定し、その対価として受領した権利金に係る所得を分離課税の長期譲渡所得の金額に計上して所得税の確定申告をしたところ、江東西税務署長から、措置法39条1項(平成30年改正前)の適用により取得費の額に加算される相続税額(取得費加算額)の計算に誤りがあるとして、更正処分等を受けた事案です。

取得費に加算する相続税額は、本件各土地に対応する金額か、土地の相続税評価額(貸家建付地)に借地権割合(90%)を乗じた金額かが争点となりましたが、控訴人らは、措置令25条の16第1項2号「当該譲渡をした資産の当該課税価格の計算の基礎に算入

された価額」の文言が、課税要件明確主義に反することを示している旨主張しました。しかし、東京高裁においても第一審(Z888-2409)の判断を引用する等して、控訴を棄却し確定しました。

措置法39条1項の趣旨や改正の経緯等に照らすと、本件規定の「当該譲渡をした資産の当該課税価格の計算の基礎に算入された価額」とは、相続税の課税価格の計算の基礎に算入された価額のうち、当該譲渡をした相続財産に対応する部分の価額を意味することは、一義的で明確であり、控訴人らが課税処分を検討する過程で、更正処分と異なる見解を示したからといって、そのことをもって本件規定の文言が課税要件明確主義に反するということはできない。

《検索方法》〔細かい条件を指定して検索〕

【TAINSキーワード】 Z888-2420

(税法データベース編集室：岩崎 宇多子)

TAINSメールニュース No.598 2022.12.01

取得条項付株式の評価～外国子会社合算税制の適用における課税対象金額～

(令04-01-20 非公開判決 全部取消し FO-1-1322)

本件は、請求人が、外国子会社合算税制を適用して雑所得の金額を計算し、所得税等の確定申告をしたところ、原処分庁から、特定外国子会社等であるA社が行った発行人B社への株式譲渡の対価の額が適正な価額に比して低額であるとして、所得税等の更正処分等を受けた事案です。主な争点は、この譲渡差額を含めてA社の課税対象金額に相当する金額を計算すべきか否かです。

原処分庁の主張する1株当たりの価額は、審判所の試算値の約8倍に相当する価額であり、審判所は、次のとおり判断して、原処分の全部を取り消しました。

本件定款に定められた算定式に基づく譲渡対価の

額と本件試算値との開差は、さほど大きなものではない。また、B社の普通株式に財産評価基本通達の定める類似業種比準方式の採用には合理性があるから、譲渡時における1株当たりの時価が本件試算値を上回るとは認め難く、一方で、取得条項付の議決権に制約のある株式の時価については、確立された評価方法があるわけではなく、制約や現金による取得条項が、普通株式の時価との関係で減価要因となるとの見解もある。

結局、適正な価額は、本件譲渡対価の額を上回るとは認められないことになる。したがって、本件譲渡対価は、適正な価額に比して低額であるとはいえず、本件譲渡差額を含めてA社の課税対象金額を計算すべきとは認められない。

《検索方法》〔細かい条件を指定して検索〕

【TAINSキーワード】 FO-1-1322

(税法データベース編集室：藤原 真由美)

全税共はVIP・年金の拡販を通じて

税理士業界、関与先、社会公共の発展に貢献しています

◆全税共の事業◆

VIP大型総合保障制度

経営者大型保険 経営者に万一のことがあったとき、大型の保障で企業を守ります

経営者保険総合プラン 定期保険、終身保険、養老保険など多彩な商品で経営者・社員の生活を守ります

経営者スーパープラン ガンなどの生活習慣病保障に重点を置いた保険を始め、医療保険全般が揃っています

団体所得補償保険 就業不能時に、税理士には月額最高200万円を補償します

新・団体医療保険 入院1日目から補償。一入院最高120日を補償(通算1000日)します


介護・がん補償保険 要介護3以上で年金方式の保険金。1年更新で様々な補償があります

全税共年金

税理士とその関与先のための公的年金を補完する拋出型企業年金保険。積立は月々1万円から

事業承継(M&A等) 顧客紹介 PET・人間ドック 介護無料相談 健康相談・セカンドオピニオン手配サービス

ホームセキュリティ みまもりサポート 全税共個人型DC(確定拠出年金) 全税共文化サロンの運営 ほかに



全国税理士共栄会 〒141-0032 東京都品川区大崎1-11-8 日本税理士会館4F TEL.03(5740)8331 FAX.03(5740)8333 <http://www.zenzeikyoo.com/>

TAINSメールニュース No.599 2022.12.08

**重加算税／税理士事務所の職員を利用した隠ぺい
偽装行為／司法書士業**

(令01-10-24 非公開裁決 棄却 F0-1-1211)

請求人は、所得税及び消費税等について、原処分庁から総勘定元帳の売上金額の減額による隠ぺい偽装行為があったとして重加算税の賦課決定処分を受けました。本件は、請求人が、隠ぺい偽装行為は税理士事務所職員の乙が行ったものであり、請求人が行ったものではないとして、原処分の取消しを求めた事案です。

審判所は、請求人及び乙の答述の信用性を検討した上で、請求を棄却しました。

税理士事務所職員乙は、請求人の指示による売上金額の減額行為が平成14年頃からされており、毎年の注意にもかかわらず、請求人が一向に是正しなかったため、当該行為の責任は請求人にあることを説明してきたという経緯を答述する。乙

は、かかる経緯があった中で、本件各申告の際も、乙の方から、責任の所在が請求人であることを明示した上で所得金額を減額する記載を追加する方法を示したという答述内容は、自然かつ合理的である。これに対し、請求人の答述は具体性に欠ける上、不自然かつ不合理である。

請求人は、乙に対し、納付すべき税額を減額するために、真実は売上金額を減額する事実がないにもかかわらず、総所得金額を前年並みに減らすことを要望し、総勘定元帳に虚偽の記載をする方法により過少申告することを依頼したことが認められる。請求人は、乙をして隠ぺい偽装行為をさせることによって自らの意図を実現したものと認められるから、通則法68条1項に該当する。

〈検索方法〉[細かい条件を指定して検索]

【TAINSキーワード】 F0-1-1211

(税法データベース編集室：市野瀬 茜子)

TAINSメールニュース No.600 2022.12.15

固定資産税等／複合構造家屋における経年減点補正率の選択／低層階方式は？

(令04-03-25 大阪地裁 認容・控訴 Z999-8454)

原告は、複合構造家屋である本件各家屋(1及び2)の平成30年度の登録価格に不服があるとして、大阪市固定資産評価審査委員会に対し審査の申出をしたところ、同委員会は、家屋1(25階建て、S造部分58%)については審査の申出を棄却、家屋2(地下階付き地上9階建て、S造部分80%)については登録価格を一部修正すべきとしたことから、本件各価格は、いずれも経年減点補正率の適用を誤ったために固定資産評価基準によって決定される価格を上回ると主張して、評価基準によって決定される価格を超える部分の取消しを求めました。

裁判所は、専ら低層階の構造(現在の建築技術では鉄骨

鉄筋コンクリート造=SRC造等減価度合が小さい構造)に着目して経年減点補正率を定める低層階方式は、各構造ごとの構造耐力に応じた各構造の損傷、損耗等による価値減少を、減価補正の程度に可能な限り反映するものとはいえず、経年減点補正率に係る評価基準の定めの内容、趣旨に沿ったものとはいえない。家屋1の棟1及び家屋2に適用する経年減点補正率の求め方について低層階方式を選択したことは、大阪市内における評価の統一性の要請からみて不合理であるといわざるを得ない。

などと判断し、原告が主張する床面積方式(減価度合が大きい鉄骨造=S造)を認容しました。

〈検索方法〉[細かい条件を指定して検索]

【TAINSキーワード】 Z999-8454

(税法データベース編集室：大高 由美子)

税理士顧問料の集金は **報酬自動支払制度** にお任せください。 **税理士業界一筋45年余の信頼と実績**

報酬自動支払制度が選ばれる理由

- 理由1 未収金を防ぎ業務負担を大幅に軽減!
- 理由2 基本料金0円! 関与先1件335円で利用可能! *郵送型「POST」の場合
- 理由3 総合的な売上管理が可能! *ネット型「e-NET」(売上管理型)の場合
- 理由4 確定申告や相続税の申告など 不規則の報酬にも対応!

用途に応じて選べる2つの方式

POST 郵送型 帳票を毎月郵送

まずは1件から始めたい先生におすすめです。

■ 利用料金
基本料..... 無料
口座振替請求手数料..... 335円/件

e-NET ネット型 ネットで管理も楽々

集金管理の効率化を図りたい先生におすすめです。
[e-NETの集金支援システム特許取得(特許第5117097号)]

■ 利用料金..... 1,800円/月
(5日と28日両方の振替日をご利用の場合は、2,100円/月となります。)
口座振替請求手数料..... 240円/件

ネット型「e-NET」専用サービス

税理士先生に代わり 関与先様へ「請求書」をメールで無料送付出来ます。

*表示金額に消費税は含みません。

オンライン説明をご希望の方は、お電話または、メールでお申込ください。
電話番号 03-3345-8888 アドレス h-shiryou@nichizei.com

東京税理士協同組合 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-11-1 東京税理士協同組合会館 〒151-0051 <https://www.tozeikyo.or.jp>

お問合せ 資料請求 **0120-155-551** ホームページからどうぞ

東京税理士協同組合 禁煙 日税ビジネスサービス

特定路線価の必然性～路線価が設定されていない道路のみに接する宅地～

(令02-08-21 非公開裁決 棄却 F0-3-755)

審査請求人らは、路線価の設定されていない道路(2項道路)のみに接している宅地について、評価通達に定める特定路線価の設定の申出をしないで、その道路に接続する路線に設定された路線価(接続路線価)に基づいて評価し、相続税の申告をしましたが、特定路線価に基づいて評価するべきであるとして更正処分を受けました。審判所では、次のとおり判断し、更正処分を適法としました。

接続路線価に基づく方法は、評価しようとする宅地と接続路線との位置関係が近い場合には相応の合理性が認められるものの、その位置関係が遠くなるほど合理性は通減する評価方法といわざるを得ない。一方、特定路線価に基づく方法は、特定路線価が、これを設

定しようとする道路の接続路線及び当該道路の付近の路線に設定されている路線価を基に、当該道路の状況、評価しようとする宅地の存する地区の別等の各比準要素を考慮して評定されるものであることから、評価しようとする宅地の価額とその付近の路線に接する宅地の価額とのバランスを失することのないように評価することのできる、より合理的な評価方法である。

したがって、路線価の設定されていない道路のみに接している路線価地域内の宅地の価額は、当該道路に特定路線価が設定されている場合には、その特定路線価の評定において不合理と認められる特段の事情がない限り、特定路線価に基づく方法により評価すべきである。

《検索方法》[細かい条件を指定して検索]

【TAINSキーワード】 F0-3-755

(税法データベース編集室：依田 孝子)



判例を読み解く TAINS 講座



【必見】 TAINS 研修サイトに新しい判例紹介動画を追加いたしました 研修サイト「TAINS MOVIE」に「判例を読み解く TAINS 講座」の新作動画を掲載いたしました。右上部の「研修サイト」をクリックすると、TAINS 研修サイトに移動し、オンデマンド研修を受講できます。また、この研修は税理士会が実施する研修となり、視聴後に受講管理システムへのリンクボタンが表示され、受講時間を登録することができます。いずれも受講時間が30分以内となっており、通勤時間等を利用して受講・登録ができます。今後もコンテンツの充実に取り組んでまいりますので、ますます進化する TAINS にご期待ください。

(1) 売主は非居住者か否か 不動産売買と源泉徴収義務

講師：東京税理士会 税理士 菅野真美 令和4(2022)年4月公開

(2) 税理士による調査拒否が注意義務違反に ～損害賠償金額は3億円超～

講師：南九州税理士会 税理士 梅野智子 令和4(2022)年5月公開

(3) 節税目的で取得した不動産に総則6項を適用 ～適用が認められる「特別の事情」とは～

講師：近畿税理士会 税理士 額田朋子 令和4(2022)年7月公開

(4) 土地売買契約後に相続が開始した場合の財産評価 ～合意解除は相続税に影響するのか～

講師：近畿税理士会 税理士 与北奈須夫 令和4(2022)年8月公開

(5) ユニバーサルミュージック事件 ～同族会社の行為計算の否認規定～

講師：中国税理士会 税理士 黒住茂雄 令和4(2022)年9月公開

(6) 株式と貸付金が同時に法人へ遺贈された場合の非上場株式の評価～貸付金債務は負債計上すべきか～

講師：東北税理士会 税理士 兼平浩美 令和4(2022)年10月公開

(7) 【移転価格税制】独立企業間価格算定における残余利益の分割方法の適否～日本ガイシ事件～

講師：北陸税理士会 税理士 筏井陽子 令和4(2022)年11月公開

(8) 土地使用貸借契約が成立した後の不動産所得(駐車場収入)の帰属～使用貸借が節税策として利用された事案～

講師：北陸税理士会 税理士 木村紀代 令和4(2022)年12月公開

検索キーワードランキング 20

令和4年1月～令和4年12月

順位	令和4年1月	令和4年2月	令和4年3月	令和4年4月	令和4年5月	令和4年6月
1	消費 税	譲 渡 費 用	消 費 税	消 費 税	消 費 税	消 費 税
2	相 続 税	譲 渡 所 得	譲 渡 所 得	役 員 退 職 金	相 続 税	相 続 税
3	土 地	譲 渡	譲 渡	建 物	資 産 税 審 理 研 修 資 料	審 査 請 求
4	所 得 税	不 動 産 所 得	必 要 経 費	贈 与	役 員	重 加 算 税
5	贈 与	消 費 税	所 得 税	土 地	総 則 6 項	相 続
6	建 物	誤 り や す い 事 例 集	土 地	小 規 模 宅 地	法 人 税	建 物
7	借 地 権	必 要 経 費	不 動 産 所 得	相 続 税	小 規 模 宅 地	役 員 退 職 金
8	譲 渡 費 用	取 得 費	取 得 費	借 地 権	役 員 退 職 金	土 地
9	役 員	建 物	役 員 退 職 金	評 価	土 地	小 規 模 宅 地
10	譲 渡 所 得	土 地	建 物	譲 渡	貸 倒 損 失	役 員
11	退 職 金	誤 り や す い 事 例	譲 渡 費 用	更 正 の 請 求	退 職 金	譲 渡 所 得
12	取 得 費	所 得 税	誤 り や す い 事 例	意 義	交 際 費	贈 与
13	誤 り や す い 事 例 集	取 得 価 額	不 動 産	譲 渡 所 得	贈 与	交 際 費
14	不 動 産 所 得	借 地 権	更 正 の 請 求	法 人 税	譲 渡	役 員 報 酬
15	譲 渡	事 業 的 規 模	相 続 税	時 価	借 地 権	資 産 税 審 理 研 修 資 料
16	役 員 退 職 金	不 動 産	時 価	退 職 金	建 物	借 地 権
17	相 続	役 員 退 職 金	誤 り や す い 事 例 集	取 引 相 場 の な い 株 式	時 価	債 務 控 除
18	必 要 経 費	修 繕 費	事 業 的 規 模	不 動 産	貸 付 金	退 職 金
19	贈 与 税	使 用 貸 借	借 地 権	役 員 報 酬	修 繕 費	寄 附 金
20	損 金 経 理	退 職 金	交 際 費	事 務 所	不 動 産	評 価

順位	令和4年7月	令和4年8月	令和4年9月	令和4年10月	令和4年11月	令和4年12月
1	借 地 権	消 費 税	消 費 税	消 費 税	消 費 税	消 費 税
2	土 地	役 員 退 職 金	相 続 税	役 員 退 職 金	借 地 権	交 際 費
3	消 費 税	資 産 税 審 理 研 修 資 料	役 員	相 続 税	贈 与	譲 渡
4	相 続 税	退 職 金	贈 与	資 産 税 審 理 研 修 資 料	小 規 模 宅 地	土 地
5	建 物	相 続 税	時 価	小 規 模 宅 地	相 続 税	譲 渡 所 得
6	役 員 退 職 金	貸 倒 損 失	役 員 報 酬	借 地 権	土 地	使 用 貸 借
7	取 得 価 額	役 員 報 酬	役 員 退 職 金	重 加 算 税	給 与	贈 与
8	譲 渡 所 得	時 価	退 職 金	譲 渡 所 得	役 員 退 職 金	相 続 税
9	源 泉 徴 収	譲 渡 所 得	資 産 税 審 理 研 修 資 料	役 員	役 員	重 加 算 税
10	譲 渡	交 際 費	借 地 権	退 職 金	退 職 金	評 価
11	評 価	借 地 権	土 地	交 際 費	建 物	相 続 税 評 価
12	時 価	所 得 税	修 繕 費	所 得 税	時 価	建 物
13	贈 与	取 得 価 額	譲 渡	役 員 報 酬	資 産 税 審 理 研 修 資 料	相 続
14	資 本 的 支 出	小 規 模 宅 地	評 価	土 地	み な し 贈 与	給 与
15	退 職 金	☆2022年08月収 録 分	建 物	譲 渡	重 加 算 税	役 員 退 職 金
16	小 規 模 宅 地	給 与	み な し 贈 与	貸 倒 損 失	駐 車 場	役 員
17	不 動 産 所 得	評 価	資 本 的 支 出	更 正 の 請 求	交 際 費	法 人 税
18	相 続	譲 渡	相 続	相 続	譲 渡 所 得	譲 渡 費 用
19	役 員 報 酬	事 業 所 得	交 際 費	駐 車 場	譲 渡	退 職 金
20	交 際 費	債 務 控 除	重 加 算 税	建 物	同 族 会 社	取 得 費

1 税法データベース収録情報一覧 2022.12.31現在

	所得 税	法 人 税	相 続 税	消 費 税	他 国 税	地 方 税	そ の 他	計
判 決	6,257	3,382	1,571	339	635	374	856	13,414
裁 決	2,266	1,678	1,214	474	239	47	1	5,919
通 達	3,615	4,690	2,196	746	22	0	239	11,508
相 談 事 例	1,977	4,342	3,037	2,448	127	2	376	12,309
その他文書	0	0	0	0	0	0	156	156
行政文書	84	144	0	19	2	0	2,141	2,390
計	14,199	14,236	8,018	4,026	1,025	423	3,769	45,696

・裁決には、非公開裁決3,649件が含まれています。 ・情報公開法に基づき開示された情報数は9,743件です。

2 収録期間 2022.12.31現在

国 税	収 録 期 間	
	重要判決	昭和40年以前
判 決	税務訴訟資料は昭和41年から 最新判決は令和4年9月8日まで	
	裁 決	裁判事例集は昭和45年から 非公開裁決は令和4年6月24日まで
その他		判決・裁決 令和3年12月24日まで

判決・裁決は、原則として、税務訴訟資料及び裁判事例集により編集しますが、それ以外は、判決書・裁決書・雑誌・裁判所及び税務大学校のホームページによります。

■日税連税法データベース会員数一覧

2022.12.31現在

会 別	個人会員	法人会員
東 京	2,356	46
東京地方	681	8
千葉県	248	2
関東信越	572	9
近 畿	1,235	5
北 海 道	209	2
東 北	341	4
名古屋	485	8
東 海	341	7
北 陸	172	1
中 国	328	4
四 国	175	2
九州北部	313	6
南九州	251	4
沖 縄	73	1
小 計	7,780	109
そ の 他	254	
合 計	8,143	

TAINS研修会のお知らせ

北陸税理士会

日 時：令和5年3月20日(月)

13:00～15:00

会 場：石川県税理士会館(ライブ配信あり)

講 師：若林俊之 草間典子

テーマ：裁判例から見る借地権課税の留意点



TAINS 2023年新年号

■発行日／2023年1月15日(VOL.29 通巻第233号)

■発行所／一般社団法人日税連税法データベース

■編集・発行人／清田 明弘

■住 所／〒141-0032東京都品川区大崎1-11-8

日本税理士会館3F

TEL.03-5496-1195 FAX.03-5496-1298

■Mail：info@tains.or.jp

■HP：https://www.tains.org

税理士新規登録者なら 税理士の最強ツール タインズが

6ヶ月 無料 制度スタート

対象者

税理士登録日の翌月から6か月以内に入会申込をした方
かつ令和3年5月1日以降に税理士登録をした方

税理士の
必携ツールが!!

ライバルに
差をつける。

判例・裁決を読んで
そなえよう!!

- ・税理士新規登録者は、TAINSの会費及び利用料金が6か月間無料になります
- ・無料期間終了後の会費
月額 2,018 円 (会費 1,000 円 <不課税> + 利用料 1,018 円 <税込>)
お得な年払いもございます
- ・詳しくはホームページをご覧ください

お申し込みはこちらから
www.tains.org



STEP 1 TAINS ホームページ上部の
入会申し込みボタンから申し込む
www.tains.org

STEP 2 手続完了後、すぐにご利用できます。



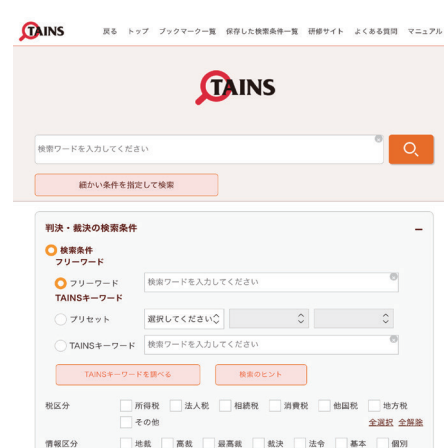
税理士がつくる、
税理士のためのデータベース
ぜひ、ご活用下さい。



トップページの入会申し込みボタンをクリック



支払方法の確定後、利用開始となります。
詳しくはホームページをご覧ください。



検索結果を保存したり、関連情報を横断検索。
研修動画もご覧になれます。

欲しい情報にたどり着く、進化した検索エンジン!! シンプルで使いやすくなった TAINS をご活用ください。

誰でも簡単に
検索できる!!



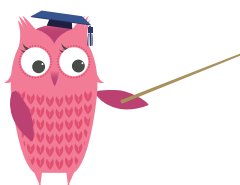
欲しい情報にたどり着く
ハイブリッド検索!

読みやすい
判決・裁決!!

TAINSで
研修がうけられる。

TAINSとは

TAINS (税理士情報ネットワークシステム) は、日税連のもと税理士がつくる税理士のためのデータベースとして運用更新されています。税務に関する判決、裁決、通達をはじめ、通常では入手が難しい課税庁内部資料も多数収録されています。また検索結果から提携出版社のデータベース、国税庁、国税不服審判所ホームページなど横断検索も可能。**TAINS は今回のバージョンアップで TAINS6.1 に進化しました。**新しくなった検索エンジンで、初めての方でも確実に目的の情報にたどり着けます。**ぜひTAINSにアクセスして信頼のデータベース TAINS をご活用ください。**



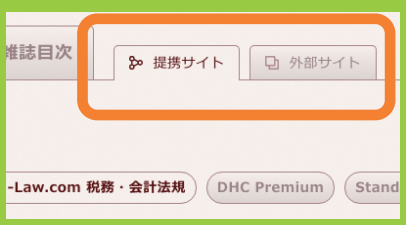
■ 新しいアルゴリズムで進化した検索エンジン



新しくなったフリーワード検索と TAINS キーワード検索を組み合わせたハイブリッド検索で、税理士が欲しい情報にたどり着けます。

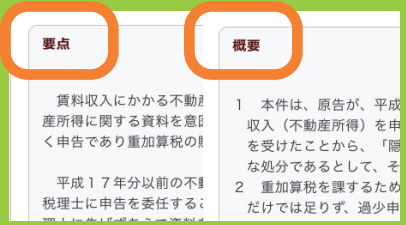


■ 一度の検索で外部サイトと連携して情報を表示。



従来の検索に加え、一度の検索で提携出版社のデータベース、国税庁、国税不服審判所ホームページなどの情報を表示します。

■ 税理士視点の「要点」と「概要」で裁決・評決を読みやすく。



判決・裁決については、『本文』に加えて、裁判官視点でまとめた『概要』、税理士視点による『要点』を収録しています。

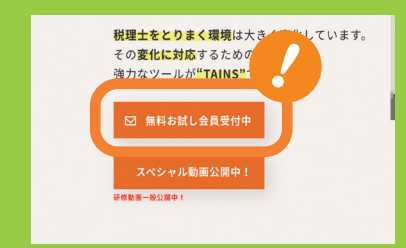
■ スマートフォンにも対応。



調査の現場、移動中の電車、打ち合わせ中でも、いつでもどこからでもご利用できます。



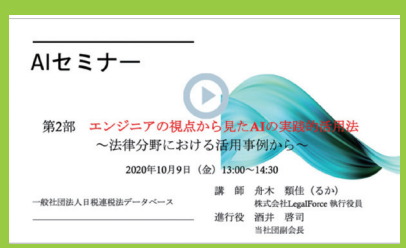
■ 退会者・お試し会員期間終了者の方はチャンスです。



今回のバージョンアップの特典として、退会者・お試し会員終了者にも再度お使い頂けます。



■ オンデマンドによるビデオ研修をTAINSで受講できます。



会員になると日税連研修システムと連携したビデオ研修が受けられます。



次の世代につなげていきたいもの それは 税理士同士の助け合い

日本税理士共済会は
昭和 28 年に西日本を襲った大水害から
仲間を助けるべく立ち上がった
当時の税理士によって創立されました。
その「助け合いの精神」は現代にも脈々と受け継がれています。
弊社独自の「災害見舞金」制度と「会務従業者見舞金支援」制度は、
弊社ご案内の各制度にご加入の皆様にご負担いただいている制度運営費によって支えられ、
近年の災害時にも役立てられています。

一人ひとりのやさしいところの寄り添いが、
大きな助け合いの輪に――。

「にちぜいきょうさい」は、
この輪を次の世代につなぐためのバトンとして、
引き続き活動してまいります。
是非とも皆様のご加入を賜りますよう、
心よりお願い申し上げます。

日本税理士共済会 理事長
江本 英仁
(関東信越税理士会 会長)



にちぜいきょうさい
日本税理士共済会

〒141-0032 東京都品川区大崎1丁目11番8号 日本税理士会館5F

電話 03-5740-0321 FAX 03-5740-0323

e-mail jim@zeirishikyosai.com HP <http://www.zeirishikyosai.com>

日本税理士共済会は
公益財団法人日本税務研究センターが運営する
「日税研通信ゼミ」を支援しています

ウェブサイトは
こちら

